

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

日本開閉器工業株式会社  
取締役社長 大橋 智成  
(JASDAQ・コード 6943)  
問合わせ先  
取締役 赤池 秀樹  
TEL 044-813-8026

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第 362 条 4 項六号)  
当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するためガバナンスとマネジメントに分離し、それぞれの機能が適正になされているかをチェックするための「コンプライアンス委員会」を新設し、公平かつ公正な企業経営を実現するため、以下の体制を構築して行くこととする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第 100 条 1 項一号)  
文書類管理規程・社外公開情報管理規程・機密情報管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を実行する体制とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第 100 条 1 項二号)  
現状考えられる損失の危険については、その大きさにより委員会を設置し対応・協議する体制を継続する。また、今後において当社に損失を与える事象が発生した場合あるいは可能性があることが発覚した場合は、直ちに担当役員が代表取締役及び監査役に報告し、役員全員で協議対応する体制とする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第 100 条 1 項三号)

当社は、以下により「取締役の職務の執行が効率的に行われること」を確保する。

- ① 取締役会にて重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を実施する。
- ② 日開 EC にてグループ全体で取り組む重要課題の決定並びに状況把握を実施する。
- ③ 経営会議にて経営に関する重要事項に係る意思決定を実施する。
- ④ 戦略会議にて業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に実施する。
- ⑤ 経営の意思の浸透と共有を図るためマネージャーミーティングと目標推進会議を定期的で開催する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第 100 条 1 項四号)

従来の外部・内部監査に加えコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款に適合することをさらに強化する。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第 100 条 1 項五号)

子会社の業務について当社役員が個別担当し、業務の執行から情報の保存・管理の指導並びに統括・推進する体制を継続する。また、目標と実績並びにグループ全体に係る諸問題を日開 EC や取締役会等で協議し、課題の解決を図っていく。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第 100 条 3 項一号)

監査役の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて監査役スタッフを置くことができる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第 100 条 3 項二号)

監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役からの独立性を確保するため、取締役と監査役が協議の上決定する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第 100 条 3 項三号)

監査役は、取締役会の他経営会議等の必要とされる会議に出席し、重要な報告を受けることのできる体制とする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第 100 条 3 項四号)

- ① 過半数は社外監査役として、対外的に透明性を確保することとする。
- ② 監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を活用することができることとする。

以上